

## 第12回子どもの権利・参画のための研究会

日時：平成20年11月20日（木）

午後6時から午後8時まで

場所：県庁中庁舎3階第1会議室

### 議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「子どもの実態・意識調査」の結果及び公表について

(2) その他

3 閉 会

## 第12回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成20年11月20日(木) 午後6時から8時まで  
場 所 県庁中庁舎3階第1会議室  
参加委員 池口紀夫委員 市川まり子委員 黒木裕子委員  
佐藤浩子委員 鈴木隆司委員

### 事務局

ただいまから、第12回子どもの権利・参画のための研究会開催いたします。委員の皆様には、お寒い中、夜間にお出でいただきありがとうございます。

本日は、岡田委員、小熊委員、片山委員、高橋委員、及び山口委員におかれましては、所用により欠席との連絡をいただいております。御了承の程お願いいたします。それから事務局は、児童家庭課の他、関係格課から担当職員が出席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、今後の進行は池口委員をお願いいたします。

### 池口会長

こんばんは。お疲れ様です。今日は第12回の研究会になります。今日の協議内容は、子どもの実態・意識調査の公表方法について前回事務局の方から提案をいただくということになっておりますので、最初にそのことについて協議をしたいと思っております。その後、千葉県における子ども支援の指針を形にしていこうという作業に今日から入っていこうということで、まず何のためにそういう指針を作るのかという指針の目的を、全員の意思統一・理解の統一を図りたいということが主たる目的です。その案について何もないと議論がしにくいと思ひまして、メールで事務局の方から目的についての案を送っていただいたと思ひます。併せて指針の項目立てについても案を出させていただきました。ただ、項目の根拠、なぜそういう項目が必要なのかについては、記載してありませんので、それは次回になるかなと考えております。今日は項目立ての議論まで進まないかなと思ひております。少なくとも公表の仕方を決めて、公表にもっていくということと、指針の目的については協議していきたいと思ひます。

子どもの実態・意識調査の結果そのものは変わらないと思ひますが、主に公表の方法について事務局の方から御提案をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

### 事務局

ホームページ（以下「HP」と表記。）公表案と、調査結果を冊子にした場合の2案を作成しました。

まず一つ目ですが、HP 公表案になります。これは「千葉県子どもの実態・意識調査について」の結果の概要版ということで、内容につきましては、3月の作業部会と県民会議で報告した資料をベースに作成しております。ですので、詳細な内容につきましては省略させていただきます。中の項目ですが、「1 調査の目的」、「2 調査の対象」、「3 調査時期」、「4 調査の方法」、「5 調査の集計・分析」、「6 研究会の委員名簿」、「7 調査結果概要」で、これは2ページから8ページまで載せております。四角の枠の中には、カラーで作った調査結果のグラフを載せる予定です。8ページに、「8 各調査項目間の関係について」、最後10ページに「9 課題」を載せる内容になっております。もう一つが調査結果を冊子にした場合の案ですが、すでに作成済みのカラーの調査結果概要に表紙を付けた形のものになります。これにつきましては関係機関に冊子を配布することを考えております。

まず HP で結果概要を先に公表しまして、印刷などに時間がかかりますので、次に関係機関に配布し、希望があればその方にも配布するというように考えております。以上です。

池口会長

質問などあればどうぞ。

事務局

ただいま担当が説明いたしましたのは、概要版と調査結果そのものについては既に皆様の了解済みという前提のもとでございまして、とりあえずまずは公表方法で、県のHPに掲載するというお約束になっておりますので、その時にボリュームがありすぎる点で課題を中心とした概要を掲載したいということでこのような案ではいかがかというひとつの提示でございまして。なお紙ベースでの配布になりますとかなり印刷に時間がかかりますので、概要版プラスデータ全部を印刷した上で、関係機関ならびに御希望の方にお届けするというように考えております。以上補足させていただきました。

何かご質問等ありましたらどうぞ。

黒木委員

概要版というのは、私どもが最後に了承しているものですね。

事務局

はい、その通りです。

池口会長

概要版の全体として評価を確認したと思うのですが、HP 公表案のそれに該当するものは9の「課題」のところになりますか。

事務局

その通りです。9の「課題」に載っているところのグラフの全てを調査結果として載せています。

事務局

今の説明を補足しますが、御了解いただいた時のタイトルは調査結果から見えてきたことというタイトルで整理されていたかと思うのですが、その辺を事務局として「課題」として整理させていただきました。段落ごとに、どこに表とグラフがリンクするかを入れさせていただきました。

池口会長

「課題」という意味がよく分からないのですが、どういう意味で「課題」？

事務局

見えてきたことというのは、ほとんどがこの調査から問題とすべきということで見えてきたことという位置づけだったと思うのですが、事実とそれに対する分析、研究会として、こう思うとかこうでなければならぬとかいうコメントがあったと思います。もし、「課題」というタイトルが不適切であれば。これは案として提示したものであって、事務局としては、それは「課題」というふうに捉え整理しましたが、元のように「見えてきたもの」という表記の方が適当であれば戻しますが。

池口会長

普通はアンケートの結果に対しては評価という位置づけになるし、さらにそこからアンケートから見える子どもたちの課題、子どもたちの課題という言い方も変ですね。子どもたちの人権に関わる状況についての課題とか課題は何かとか、そういう文章に繋がる内容になるので、統計の結果いきなり「課題」というのはどんな論文でもやらないと思います。結果と評価というのが通常一般的な論文の

位置づけになっています。見えるものというのは分かりやすく平易に表現したのだけれども、概念としては評価ですよね、結果に対する。そうと思いますが。

事務局

他の委員さんはどうでしょうか。ただ今、会長が調査の結果および評価という話が出ましたが。

鈴木副会長

結果は書いていて7番に「調査結果概要」があるので、また9番で「結果」というのはだぶりませんか。

論文でいえば考察にあたる部分ですが、考察は該当しませんので。

「結果」を入れればだぶってしまう。

池口副会長

「評価」になりますか。

鈴木副会長

「評価」っていうわけでもない。

事務局

勝手ながら、この件につきましてはここで時間をとってしまってもなんですので、中身について御意見がなければタイトルは後で会長と私どもに一任ということで。

池口会長

内容的には鈴木委員がおっしゃるように「考察」ですね。「考察」だから見えるものと言って構わないような気がするのですが。その方が平易だし分かりやすいのではないですか。

事務局

では元に戻すということで、元に戻させていただきます。

鈴木副会長

1案と2案の両方出すのですよね。

事務局

事務局といたしましては、HP に概要版だけ載せてで、御希望の方は後でお送りする事ができるという一文を載せたいのですが、こちらは紙ベースでお示ししたいと思うのですが。

鈴木副会長

つまり県民としては両方読めるわけだから、齟齬があったら困るわけですよ。見ると、例えば HP の方だと子どもの生活意識については「一方で楽しいと回答しなかった子どもが、どちらとも言えないと回答した子どもを含め、約 2 割いるという点についても注目しなければならない」こちらでみると「子どもの回答では、楽しくないが 3% あったのに対して、親の回答ではうちの子は楽しいと感じていないとするものが 7% あった」評価が違うのですが、いいのですか。いくつか見ていったけど、概要だから切り詰めたのかなと思ったら若干書いている中身が違うのですが、違っていいのであればいいですけど。私はこの時委員でなかったもので、どんな話があったかは分からないのですけど。

池口会長

HP の方は新しい文章ですね。

鈴木副会長

そのグラフについて言えればいから、別にいいんですよ。

事務局

HP に載せる概要版は、県民会議と作業部会で使った資料の中に書かれていた調査結果から見えてきたものをベースに使っています。

事務局

もう一回再確認させていただきます。齟齬のないようにいたしますので。改変したつもりはないのですが、もう一度よくよく精査いたします。

池口会長

考察の部分の文章は私が書いたもので、大体分かっているのですが、HP の方の文章はそれとは違うんですよ。内容が合致しているかどうかについては精査しないと何とも言えないのですが、文章そのものは結構違います。独自の文章になっているので、そういう意味では内容が紙ベースの方と確実に合致するかどうかは

何とも言えないなという感じです。

鈴木副会長

考え方によっては評価基準が違いますよという考え方もありますけど、少し説得力が弱いような気がしますので、合っていれば確実に問題ないのですが。県民の皆様にお示しするのに、違うじゃないかと言われるのも。

事務局

ベースになっているものから抽出して概要という形でエッセンスと取ろうという趣旨ですから、そういうことであれば私どもの整理の仕方が問題あるかもしれませんので、ここは整理させていただいてよろしいですか。

池口会長

要するに初めて出会った文章というだけで、合致しているかどうかは分かりませんよ。今日初めて見たので、それは読み込んでみないと何とも言えないので。ただ鈴木委員がおっしゃるように、齟齬が絶対無いようにしないと大変なことになると思います。

事務局

本編と概要が内容違うとなるとおかしいですからね。申し訳ありません。

池口会長

ではそれはもう一度よく精査していただくことにします。  
この紙ベースの方は、関係機関に配るのですか。

事務局

関係機関団体と希望された方と考えているのですが。

池口会長

関係機関というのはどういう範囲ですか。

事務局

今考えているのは、市町村や私どもの関係する児童相談所や健康福祉センターあるいは教育関係、それと児童福祉関係の民間団体も考えております。調査協力してくださった方には当然のことですが、その他皆様の方では是非この機関団体に

という御要望があれば。

池口会長

本当に関係する団体になるべく配布していただきたいなと思います。民間も含めて。

事務局

御希望先のリストもいただければと思います。私どもが考えている範囲ですと、特に民間につきましては狭くなりかねませんので。御協力いただければこちらも助かります。

池口会長

では公的機関はいいですね。各市町村の教育委員会とか。

事務局

はい。

市川委員

「千葉県子どもの実態・意識調査」ですが、これだけぼんと送られてきてもなんだろうということになると思います。調査の目的などそこがきちんと書いてないと、目的が2行だけだと受け取った方もこれは見てみると色々なことを聞いているなど分かると思うのですが。

事務局

それは概要版とセットで送るつもりでしたから、改めてここに説明をもう一回入れるとか、例えばですが会長の挨拶文をいれるとか、そういうことがあるのでしたら御意見をいただきたいと思っております。

池口会長

目的や経過が大事ではないでしょうか。どういう経過の中で公表したのか、何のためにアンケート・意識調査を行ったのか、そういう点が大事だと思います。中に入れるというよりは、もう一枚付けるという形で。

市川委員

配布先については、民間団体は私で一覧表を作って皆さんで足りないところは



追加してくださいということで送ればいいですね。

事務局

公的機関は私どもで整理して、こういうところを予定していますという報告をして、もしそこでさらに御意見があれば付け加えるということで。

池口会長

それを合体するようにして。

事務局

事前に案を作る時に、皆様のほうから御意見いただければ。

池口会長

冒頭で言うのを忘れていたのですが、一応この統計の処理の仕方・内容については、千葉大学の先生に見ていただきまして、この調査自体はとてもシンプルで良いし、整理の仕方などについても問題なしという御返答だったことを報告しておきます。

他に質問や御意見はありませんか。

いつを目処に公表されますか。

事務局

精査が終わり次第です。

池口会長

それはいつごろですか。

事務局

今月中を目処に努力します。

見えてきたことの整理の方法を皆様に一度御確認いただいたうえで、データ的に間違いがないかをもう一度整理しますので、それが済み次第ということで努力します。

池口会長

分かりました。基本的にはあまり長くないようにしていただいて、これはこれで早く公表して、使いたいという民間団体の声が結構出ていますので。いつ

の時点でこれは使っていいか、公表されたものとして扱っていいかということがきちんとしていないと、なかなか伝えられない。

事務局

最初に案を作って、皆さんにお返しする時期がポイントだと思います。見ていただいて、そこでもし皆さんから御批評がなければそれを返していただいた段階で準備が出来たということで、できるだけ早くお返しをするようにしたいと思います。

池口会長

これも重要な子ども施策のひとつですからね。ということは、委員の方もずると返事をしないままではまずいので、来たら早急に返事を返す。

今日欠席した委員もいらっしゃいますから、それはメールで送らなければいけないです。送ってすぐ返事をくださいというふうにしなないといけない。

事務局

本来ですとこの場で御了解いただくものですから、できるだけ早くしたいと思います。

池口会長

他はよろしいですか。

それでは、資料の1ページ、私からの提案なのですが、簡単に提案内容についてコメントさせていただきます。

第1には、指針の目的について。総括的に言えば、子どもが大切にされる千葉県づくりの基盤とするため。性格としては、憲法と子どもの権利条約の理念とする。千葉県子どもの実態・意識調査を考慮した考え方、理念と書いてありますが指針ですね、であること。調査結果もこの内容として極めて重要な情報になります。その他の統計、我々委員が普段から活動しながら知り得ている子どもたちの実態、先般子どもに関わる機関のヒアリングを行いました、それらから把握する千葉県の子どもの実態、そういうものを十分考慮した指針である。この理念が定着することによって、一番大事だと思うのは、子ども自身が自らを大切な存在であることを実感し、自信を持って豊かに生きていけるようになることを願う指針である。それから、大人による子育ての方向性が千葉県の社会において共有され、安心と自信を持って取り組めると共に、子育てということが社会に守られて行うことが出来るようになることに寄与する。子育て支援の根拠となるものと言

えると思います。

第2に、千葉県の子どもたちが自分に備わっている権利を明らかにし、そのことを知らせるため。重複しますが。例を書いてあるのですが、ある子ども、これは17歳の女の子の話だったのですが、小学生の頃、性的な嫌がらせを受けたのだが、「その時は何も言えずにとっても悔しい思いをした。お母さんにも言えなかったそうです。その時にそれが人権侵害・虐待ということであるとわかっていたら、もっと拒否できたのにな」、ということを書いていました。これは子どもの人権に関する学習会で、子どもの発言としてあったことです。ある非行少年の話ですが、「自分は他人に優しくするってどういうことかわからない。なぜなら、自分はやさしくされたことがないから」、ということを書いていました。これは私が働いていた施設の中での話です。何を言いたいかといえば、自分自身が大切にされるという経験がなければ、人に優しくするということがどういうことか全くわからないということを書いて挙げてあげたわけですが、同じようなことですが、ある殺人を犯した少年の話ですが、「自分のやったことで他人がどれほど苦しんでいたのか、どれほど家族が苦しんでいたのか分からない。自分が死んでも誰も悲しんでくれる人はいない」、ということを書いていました。同じ文脈だと思います。そういう意味で、あなたはとても大切な人なんだということが、社会からきちんと明らかにされ伝えられていることが、子ども自身が自分を大切にす根拠になるのだというふうに思います。

3点目は、大人社会が子どもという人をどう理解し、どのような責任を負っているかについての理解を促進するため。子どもは大人の従属物ではなく、また未熟な大人でもなく、子どもという特性を持った人間であり市民であること。子どもは自ら育とうとしている存在であること。そのための大人の支えを求めていること。つまり子育ては大人と子どもの共同作業であること、パートナーという関係であること。この他にもあると思うのですが、それは議論の中で付け加えていただければと思います。

4番目は、子どもに関する施策の基準を示すもの。例えば虐待のガイドラインやマニュアル、2年前に県の児童家庭課が出されましたが、私がとても印象的で感動したのは、「市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル」の1ページ目の第1行目に「虐待は子どもの人権侵害である」と書いてあります。これは非常に画期的なことだと思います。それまで虐待は人権侵害であるという規定は、書いたものは県にはなかったのです。これは本当に画期的で、もう少し何で人権の侵害なのか説明されている方がよかったとは思いましたが、この規定自体は極めて社会にとって重いなど。虐待は駄目だよというそんなレベルのものではないということです。今日の社会においては、虐待は人権の侵害なのだ。それから、

生徒指導の基本となる視点でもある。これは県の教育委員会が生徒指導のガイドラインを出されていますが、そこに「人権を配慮した生徒指導」と書いてあります。これもものすごく画期的だし重いことだと思います。これは市町村の教育委員会においても、これをもって子どもの人権を尊重したかしないかの基準になると思います。いじめ対策の基本となる視点でもある。これは国のいじめ対策ガイドラインにも、人権を考慮してと出てきています。子どもの遊び活動支援のガイドラインにも、人権と書いてあるかないかは別として、自由と参加の原則でというのは明確に書いてあります。県の真っ白い広場づくりモデル事業の基本理念にも自由と参加の原則と書いてある。実際にあの事業を作る最初のプロセスの中で子どもたちによって確認されているのは極めて重要だなと思います。そういう意味で、すべての子どもの施策の基準として位置づけられていると思います。

5番目は、子どもに関する紛争の防止、解決のための基準となるもの。第三者評価の基準であったり、オンブズパーソンシステムの根拠として位置づけられている。子どもが体罰にあったいやそうではないとか、これは施設虐待なんだいやそうではないとか、こういう紛争は現在も過去から現在に至るまでずっとあるわけです。その時に私はこう思いますそうは思いませんというやりとりが延々と続くわけだし、そういう中で感情的にもなったり時には裁判になったりするのでしょうけれど、そういう紛争が起きた時に、こういう基準でこの事件は考えられるべきであるというものの指標としていけば、子どもはより守られると思います。

6番目は、子どもに付与された権利を子ども自身が使うことが出来るための根拠と手続きを明らかにしたもの。そういうものにならなければいけない。

7番目は、子どもに付与された人権の推進について明らかにしたもの。例えば、ユニセフのように子どもの権利条約の普及活動であったり、子どもの権利擁護のためのオンブズパーソンの活動であったり。CAPの活動もこういうことだろうと思います。学校においても子どもの人権教育が行われております。子どもの人権についての啓発活動も行われておりますが、そのようなことが中身として考えられる。

8番目として、子どもの人権救済の必要性と仕組みについて明らかにするもの。これは実際はオンブズパーソン委員会だと思いますが、その仕組みについての規定が必要だと思います。

9番目は、子育てや保育、教育、療育などの基礎となる理念を構成するものである。

あまり整理されているとは思えないのですが、私が考えた目的はこういう役目を担うものであるといいなと希望的なものでこれを書きました。ダブっているとか整合性がないとか欠けているとか、そういうレベルだろうと思いますので、疑

問や御意見ありましたらお願いしたいと思います。

市川委員

4番と9番ですが、子育て・・・というのはくくり方が私は違うと思います。保育・教育・療育というのは、子どもについての施策の基準の中に含まれるかなと思うのですよね。だから両方に入っている必要があるのですか。実際に行政がする場合も、この基準を示すというので保育・教育・療育を4に入れたほうがいいかなと思います。子育てというともた違いますから。

池口会長

そうかもしれませんね。

鈴木副会長

中身に入る前に、資料1の表題「子ども施策の推進について」提案と書いていて、中身は「子ども施策の指針について」の提案で、これは子ども施策の指針つまりガイドラインというのか、そういうものを作ろうと。その中身としてこういう項目・要素が必要だという議論をすればいいのか、それとも施策の推進のために何かをする内容を確認しないといけないのか。議題がはっきりしないのですけど。

事務局

申し訳ございません。資料一覧の方は事務局の入力ミスで、これは推進ではなく指針です。

鈴木副会長

ということはガイドラインですかね。そうすると前回の、学童クラブでもそうでしたが、ガイドライン位置づけが問題になるということです。まずはどういう位置づけにするのか、一番強烈なものでいくと、条例なり法的な根拠を持ったものになります。その次になると、いわゆるガイドライン、考え方・理念を示すもの。さらにその次になると、具体的な中身「これをしてください」と。学童の場合はかなり具体的に、冷蔵庫が必要だとか具体的に書いてあるのですが、そこまでいくのかどうか。まず全体構想があって、どういう形でいくからこの項目が必要だと議論していくのが第一歩だと思います。

いろいろあると思うのですが、私はこういう子どもの権利条約とか参画に対しては、非常にいろいろな立場でいろいろな方が色々な提案をすることが必要だ

と思うし、それを入れていくとかなり複雑な構造になってくると思います。ここにいらっしゃる皆さんでもなかなか意思統一するのは難しい。そういう時に一番大事なのは、私は理念だと思うんですね。だからまず理念をきちんと指針という形で固めて、その理念を実現するためには次に何をすればいいかという、たぶん2というのはそういう意味で会長も書かれたと思うのですが、2段構えで考えたほうがいいと思う。理念の中に絶対必要な要素として、この9項目を捉えていくといかがかなと思うのですが。どこがどこに入るという順番の問題よりも要素として何が必要か。例えば具体的な例もありますが、例がなければこれは説明できないので、具体的な例示をすることによってより理念を高めていこう確実にしていこうと考えると、そういうことが必要だと思うのですが。いかがでしょうか。いわゆる憲法の前文にあたるものという感じですかね。

#### 池口会長

私はその辺全然はっきりしていなくていいかげんなのですが、今、鈴木さんがおっしゃった文脈で言えば考え方ですね。子どもが大切にされる千葉県はどういう社会なのかについての考え方、難しく言えば理念でいいと思う。そこに具体的にあれやるこれやるという施策的な内容は、入れない方がいいのではないかと考えております。純然たる理念でそれもシンプルでいいと思う。あまり何項目もというよりは、この指針を何故作るのか、必要なのか、どういう性格・構成を持った理念なのか、そういうことをシンプルに押さえればいいのではないかと。その後の柱になる項目を出したのですが、今申し上げた目的の部分が前文で、その後の2つの項目が理念の中身になると考えています。これを今のところ指針と呼んでいるわけで、その指針をどういう位置づけにするか、法律にのっていくのかガイドラインを示していくのか。今までに県は人権指針をまとめて発表している。そういうのと同じ性格になると思うのです。人権指針をまとめて発表されたけれども、その中で子どもの人権指針という位置づけになると思う。そういう意味では、県の施策の基本的な考え方を示すものとして、子ども施策などすべてに影響を与える位置づけにするのか、あるいは完全に法律にするのか。この部分について御意見はありますか。

#### 市川委員

私はやはり条例にしたいという思いで、この研究会にずっと参加してきました。ですので、子ども自身にあなたはこういう権利を持っているのよというのをきちんと伝えることと、大人には子どもにはこういう権利があるんだよというのを伝える。この順番でいくとそうですよね。行政には、これだけの権利は子どもの権

利として認めて守らなければいけないんだよ、という順番でいいと思います。それを明らかにした上で、ではどうやって守るかという第三者機関・オンブズパーソンの設置とか、オンブズパーソン条例は別に作ってもいいんですが、その根拠となる千葉県としてはきちんと守るんだ、ここに示した子どもの権利を守るために、大人も守るし、行政も守るし、もし守られていなかったらどういう救済が行われるのか。私としては全部それを何段階でもいいので、はっきりさせる。それが実効性を持つにはただの指針だと守らなくても終わっちゃうかなという不信感があるので、やはりきちんと条例にしたいという思いを持っております。だからこそ施策として、我々は子どもの権利を守るんだという決意表明だけではなくて、それを担保するものも含めた条例にしたいという思いを持っています。

池口会長

他に御意見ありませんか。

黒木委員

私は長年 NPO として、本当に身近な子どもたちが自分らしく元気に生きられる環境づくりをしてきているのですが、自分の文章にも書きましたが 20 年前から子どもの現状は変わってなくて、虐待も増加してきている。何故そうなるのかなといういろいろな施策はあるのだろうけれど、施策が効かない。そういうところを考えると、統一する何か大きな力がないと根本的な解決は出来ないのではないかと考えています。20 年前に子どもだった人たちは今親になっていて、心に受けたストレスやプラス孤独な子育てもあって、いろんな別の問題も引き起こしている。そういう現状の中で、施策一つ一つで解決できないくらいの深い根っこがあって、それを解決するには子ども自身が自らを大切な存在であるということをきちんと実感できるような環境にしていかななくてはいけなくて、それにはかかわる大人が、こぞってこれがあるからやらなくてはいけないというきちんとした指針、条例でないと、それだけの拘束力はないと思うのですが、必要だと思います。池口さんの書かれた中で心に響くのは、子ども自身が自分を大切な存在だと思うこと。それから子どもは大人の従属物ではなくて子ども市民なのだ、子どもの特性として社会に貢献できる存在なのだ、という 2 つをきちんと私は押さえないなと思っております。その他に御意見もあると思いますが、とにかくそういうことが子どもに関わる全ての人の指針になり、そこから施策が生まれ、そこからいろいろな行動が出てくるようにしていかないと、解決が出来ないところまできているなと思います。

## 鈴木副会長

お二人のお話を伺っていると、一番大事なことは実行力ある施策をするということですね。直接条例を作らなければいけないということと、実行力ある施策と作るというのは、私は若干分けて考えた方がいいと思います。というのは、この問題は非常に複雑で、条例を作るとなると全ての考え方の人に通用する理念を提示しないとイケない。それは現実問題としては不可能だと思います。ということは、その時点で絵に描いた餅になる。例えば、理念の部分は理念とし指針として出す、ただし具体的な施策に関しては、〇〇委員会を設置するとか〇〇推進機関を必ず作れとか、そこだけは何か拘束力があるもので作る。２段階というのはそういうことなのですが、そういう発想は持てないだろうか。考え方は示した、それを絵に描いた餅にしたいと皆そう思うので、ならば機関を設置する、その機関が具体的に活動し実績を積むという中で、より何か必要になってきたら、さらに別の機関が必要になるとか。様々な問題が動きながらも出てくると思うのです。条例はいったん作ったら、改正するのはとても大変だし、かなり柔軟に動かななくてはならない部分もあると思うので対応しきれないのではないかなど。上手く対応できて柔軟性のある、そんな条例はないですよ、そういうようなものを考えるには段階を分けてはどうかと思います。

では指針はどういう意味なんだと言われれば、もう一度じっくり考えないといけないのですが、学問の場合はかなり曖昧な言い方で、よりどころとしたのです。つまり何か起こったり何かあった時に、行政側も市民も当事者も全部これを基に話合おうではないか。それすらないのが今の状態かな。同じテーブルについても、考えていることが違ったら話合いにならないですよ。そういうのが現段階なので、話合いになるためのよりどころとする。それで、話合いの機関はきちんと作りましょうというものにしていかなければならないのかな。話合いすらできないし何もできない、そうすると過去の歴史が繰り返してきたように頑張っても駄目とか、お役所の方もやりたいのだけれども一番かゆいところには手が届かない。それは組織も問題などいろいろあると思うのだけれど、皆がやりたいのにそこはイケないとなるので、柔軟な考え方をもちつつ組織としてはきちんとしたものを作ろう、という考え方でいってはいかがかなと思います。具体的に上手く言えないのですが。

## 佐藤委員

私も今おっしゃったことを考えていて、子どもの権利条約が批准して20年になるから、何か千葉県にきちんとした子どもの指針が欲しいなという目標の目安が自分の中にあります。例えば国際条約があったとしても国内法が追いつかない



わけですが、それにはもちろんしなくてはいけないこと、整えなくてはいけないことがたくさんあり調整するのを待っていたら、現場は困ったままでさまざまな問題が放置されてしまっている。そういう意味で、共通言語になるものがまずはあったらいいなという思いが痛切にあります。まずそこからいきいたいなと、手が届く実現するところのステップとしては必要なのかなと思います。

本当に子どもが大切にされていると思えるのは、もちろん根本的なことですが、周りの大人が大切にしているよということではないのですよね。自分が周りから大切にされていると子ども自身が感じる、そういう存在だというのはすごく違う意味です。そう思える子どもは危機を察知する能力も高まるので、暴力の被害に合いにくいと言われています。大人や社会が「大切だよ。大切にしているよ」というよりも、子ども自身がそう思えるようになるには、地域に根っこを張った理念や考え方が必要になるのかなと思います。

法律もたくさんありますが、児童福祉法がまた変わるということもありますが、児童福祉法の中でも虐待から特化したものとして、児童虐待防止法はとりあえず作ったけれどもやっぱり児童福祉の範囲内でしか動かせない枠組み、超えられないものがあったりして、救えない子どもが出てきてしまうのが実際日本の中の法律の限界として今あるので、千葉県の中ではそこを網羅できる、基本的な漏れない理念をひとつまとめていくことが大切かなと思います。

なので、これが議論していく中でどう変わっていったり、実行していくのにどういうものが必要なのかをどういう形で作っていくかなどありますが、まず私は、この研究会の理念となることをまとめたものを出していく議論からスタートしていき、またその先は議論の中でどう展開するかというのがあるのかなと思います。

#### 池口会長

今の皆さんの意見で共通確認できることがあります、ひつつは基盤となる理念が必要だということ。子どものことで判断する場合の基盤となる考え方、指針と言ってもいいしガイドラインと言ってもいいし理念と言ってもいいのですが、そういうものが千葉県社会の中に位置づけられることがとても重要だということは、共通的に確認できると思います。考え方の違いによって様々な状況が生まれます。例えば非行問題の場合でも、非行の責任を非常に強く追求するという世論もありますし、罰を求める世論もありますし、一方で立ち直りを図っていきましようという意見もあるし。社会の中には時には対立するようないろんな意見があると思うのですが、子どもの人権を基準にして中身を考えた時に、どう整理できるかが大きな力になると思います。また、子どもにとって大きな力になるし、

千葉県社会が一致していく基盤があることで、皆で解決していける。障害児の問題でも、例えば肢体不自由のお子さんが学校に行って、エレベーターがないから上がれない、階段を上れないことであなたは無理ですと言われるような時も、実際はお金のかかることであったり、そんなに直ぐはできないことだから努力目標であったとしても、皆と一緒に勉強ができるような条件が子どもにとっては必要なのだ、方向性を明確にするということはとても重要なことだと思います。つまり条件の整備も、一定の方向に向かって努力していくことを確立することは、とても重要なことではないか。基準となったり方向性を示す考え方を作っていかうではないかという点は、共有できると思います。考え方としては、より力を持つものとして法律化することが一つある。鈴木さんがおっしゃった考え方には、理念の部分は法律というより指針でいいのではないか。実効性のある担保するシステムであるとか、そういう部分についてはお金もかかるし人も配置しなければならないし、その調停作業にしても信頼感や根拠も必要になるわけですから、本当に様々な対立した意見の中で一定の方向性を持って統制をして、その出した意見というものは社会の中で尊重されなければならない。そういう意味では、条例化されて根拠の強いものとしてそういうシステムが作られるということも一つの考え方ではないかと思います。そこは私は今の段階では、ここには5人しかいませんから今日欠席している委員さんの意見もあるし、私自身も直ちに結論を出したくないという気持ちがあります。ここで結論を出さなくても次に進めないというわけでもないと思います。もう少し考えを深めたいと思うし、ここの席だけではなくて様々な相談した方がいいと思います。だから今の段階では全部を条例にするのか、あるいは条例ではなくて一種の事業として位置づけ、他の子ども施策のひとつの事業として展開していくというあり方にするのか、あるいは理念については指針にするけれどシステムについては条例化するとか。そういった選択性を保留しながらもう少し結論は先延ばしということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では位置づけについては保留ということで、千葉県の中で一定の子どもに関する指針が必要であるという点については一致していますので、その指針の中身の検討に今後入っていくのですが、目的性は明記にしなければいけない。何の為にこの指針を作るのかというこの研究会の姿勢や考え方を、前文として位置づけなければいけないと思いますので、その点についての御意見を出していただきたい。論文みたいに全部言う必要はなくて、御自分の経験や活動の中でその観点から指針の中で明確にしていくことで、こういう子どもたちのことが実現していくのだという御意見に絞って言われてもいいと思うし、私なんかあまり人が言わない非行問題などすぐ言うてしまうのですが、そういうのでいいと思うのですよ。学術

論文を書くわけではないので生きた考え、生きた思いでいいので、最終的にはまとめなければいけないのですが。

鈴木副会長

そう言われたところで学術論文みたいな意見になるのですが、構造的に見た時にどうするか。ひとつは、私は指針の目的が必要だと思うのです。目的というのは何かというと、何のためにするかが目的なのです。目的があれば次に出てくるのは対象です。何をするのか。何をするのかの部分にこの中では子どもの権利・参画というのがないので、我々として何のためにするかは、ここに書いてある「子どもが大切にされている千葉県づくり」のために私たちはこういうことをしたい、これが目的ですね。その次に対象は、「子どもの権利・参画」だと思います。そうすると、子どもの権利・参画を、私たちはこう捉えるよというのが次に出てくる。その次に出てくるのは、誰がするのか。誰がの所は、普通ならそういうことは書かないです。大人に決まっていますから。ただこの問題に関しては、子どもと大人。その両方が考えなければいけないんだよということで、ここにあるような2番3番の発想でいいと思う。その次に、では具体的にどんなことをするのかといった時に、ここに書いてあるのは、子どもについての施策の基準、紛争の防止や解決のための基準、実際は第三者機関の設置ですよ。それからその次に、手続きと推進。推進や普及が必要だと思います。この考え方は非常に日本人には馴染みが薄いし、特にこんなことを言ったら失礼ですが、御年配の方々にはなかなか難しい考え方だと思うし、また逆に言えば、私が相手している若い学生もこれから教員になろうという人たちも、非常にこの考え方は薄いですね。ですので、普及というのが必要だと思います。後はシステム作りというのが必要だろうと思います。9番の、子育て、保育、教育、療育というのは、子どもの権利・参画というところで、言える範囲で言うのならいいのだけれども、真正面に保育や教育や療育に対して議論していくと、それだけでおそらくパンクしてしまう。そういう意味で、内容を先に持ってきて議論する。そういう構造を考えればいいのかと思います。今、会長から資料を読ませていただいて、この構造がはっきり示されているかなと思います。ではそれぞれの構造の中で何をしていくか、と考えると分かりやすい。一番この中で若干視点として弱いのは、子どもの権利・参画をどう考えるかが弱い。9番は簡単に言うと、少し欲張りすぎているかなと。例えば書き方を変えれば、権利・参画の部分でかかわってとか。

そういうふうに考えました。後の細かいところはその中で見ていきたいかなと思います。

池口会長

そうやって整理していただけると助かります。

鈴木副会長

なぜそういうことを言うのかというと、例えば前回の先生の勉強会でもあったし私が教員をしていてそうだったのですが、子どもの生徒指導・生活指導というのは、厳しくあるべきだという先生方もまだ沢山いらっしゃるのです。力で抑えないと駄目だとか、子どもになめられたら駄目だとか。多数派というわけでもないのですが、そう思わざるをえない様々な状況があるのです。私も教員をしていたのでわかるのですが。ただそれはあくまで方便であって、原則考え方は違うというのを示さなければいけない。子ども自身も先生に言われたら言うことを聞かなくてはいけない、それが無理だとわかっているけれども聞くこと聞かないといけない、思っていないけれども思わざるをえない。教育学ではシャドウワークというのですが、その雰囲気を出してしまっているわけです。出していることに教員は気が付かない。そういう無意識の世界にまで切り込んでいかないといけないので、そのためには子どもの側も立ち上がっていかないといけない。そう考えると、子どもと大人を併記して書いていかないといけない。そういう意味では、これは書き方が面白くて、子どものところは具体的なのですが、大人のところは具体的ではない。そういうところを上手くやっていけばいいのかなと。私は逆が面白いと思いました。大人を具体的に書くと分かっていただけるのかな。あなたは、ついついこういうことをしていませんか、それは実は子どもの権利侵害である、何故かというところの意味なのです、というような展開にしていくとわかりやすいのかなと。子どもの方は、君はこんな夢を持って未来を担う大切な存在だよというメッセージを。もっと豊かになれるチャンスがあるのだったら、どんどんチャレンジしてね、する時には例えば委員会が出てきて具体的に支えてあげるよとか、県はこんなことをしてあげられるよ、ということが出てくるとわかりやすい。大人は意識、子どもは具体的な話でもっていくといいかなと思います。

池口会長

なるほど。

鈴木副会長

例えば、子どもの頃嫌がらせがあっただけでこう思いました、と子どもに言う。「そんな大変な人がいたのか」で終わってしまうと思う。実感の無い子にはわかりませんよね。逆に実感のある子は何も言えない。全然違う話で申し訳ないのです。

が、ある大学で先生が、セクシャルハラスメント、小さい時の性的な嫌がらせの話をしたら、同様の被害にあった学生がいて、教室を出て行ってしまった。そういう講義も簡単にはできないという話をこの前聞きました。身近に沢山いらっしゃることは間違いない。でもそれをストレートに訴えるのは難しい。

池口会長

これは具体的には書けないですよ。これは説明のために事例を出したので。

鈴木副会長

上手く説明しないといけないですよ。その辺私も知恵を絞って頑張ります。

池口会長

これで大体役割が見えてきた。鈴木さんに構造化していただいて、ここの部分の文章をお考えいただくと有難い。今のお話の中で総括的な目的は、子どもが大切にされる千葉県づくりの基盤とするためという支持をいただいて喜んでいるのですが、2番目に対象はどうなるのかというところで、子どもの権利・参画とおっしゃったのですが、対象と子どもの権利・参画の関係がよくわからないのですが。

鈴木副会長

子どもが大切にされるというのは、子どもの権利・参画が守られるということだよとなるわけです。そこでいう子どもの権利・参画は何なの、という感じで書いていけばいいと思います。大切にされるというけど何が大切にされるのかというと、権利と参画が大切にされているんだよということです。

池口会長

なるほど。

鈴木副会長

もう少し言うと、例えばこの委員会の名前も「子どもの権利・参画のための研究会」ですよ。私だったら、「子どもの権利・参画のために〇〇をする委員会」にしたいです。学者が論文の表題を付けるとしたら、そういうふうに考えます。そうすると、はっきり何をしているかが分かる。そういう論文は読んでもらえるけれど、〇〇に対する意思・考察と書いたら読んでもらえない。さらに同時に範囲を決めてしまう。我々やるのが非常に広いので、出来るだけ範囲を定めて、

その中できちんとしたことを言っていけないと、何でもかんでも入ってしまうと大変なことになってしまう。これはどうなのあれはどうなのということに一つ一つ答えないといけなくなってしまう。それはこの指針には値しないと思います。それになるとマニュアルになってしまう。マニュアルを作ったら柔軟性がなくなってしまう。1番のところはそういうふうに展開して行って、最終的には、子どもの権利・参画を守ることがわかり易く言えたら一番いいと思う。

池口会長

子どもの規定などは入れなくていいのですか。年齢とか。

鈴木副会長

それは例えば資料として、子どもの権利条約に規定があるので囲み記事みたいにして、ここでいう子どもとは子どもの権利条約で言われているのを私たちはそのまま踏襲しますとか。学童のガイドラインの児童福祉法でこのように定められていますとか、例えば公設民営といった言葉が出てくるのですが、用語解説みたいにして下に付けさせていただいたりしています。その部分は解説でいいと思います。ただ権利とか参画とかいう言葉は定義しないといけない。定義と決まっていることは、分けていけばいいと思います。

ついでに、「子ども」「子供」って色々書かれています。基本的には「子」と書いてひらがなで「ども」というのはどういう意味があるのか、私は講義で必ずするのですが、絶対漢字で書いてはいけない。それを書いた人は教育学を学んでいない人だ、レポートで今後書くと減点しますと言っています。そういう話などをコラム的に書けばいいのでは。

池口会長

構造を明確にすること、表現を統一すること、あまり広げすぎないで対象を明確にすること、大切にすること、対象内容が少し弱いということ、子どもの権利・参画がそれに当たるということ、これを明確にした方がいい、という御意見がでました。それと、子どもにとってということと、大人にとってということ。大人の方が具体的にとおっしゃっていましたが。

鈴木副会長

子どもには権利があるんだよというふうに言えばいいのかなと。この資料を見せていただいても、現実に子どもの権利条約があるということを知っているというのは、高校生でも16%という状況なので、知ってもらうのが一番。権利なので

自分達で主体的に獲得したものなのだから、あなたたち知りなさいよというメッセージに私ならしたい。自分にとって大事なことは自分で獲得しないとイケないよ、自己責任という意味ではないのですが、それぐらい積極的になってねというメッセージが書ければいいのかな。そのために県は万全の体制で引き受けてあげるよという、県だけではなくて大人はそういう体制でいたいんだよと。具体的には、こういう時にはこの委員会に来てね、この委員会に連絡してね、相談機関があるよとか、そういう構造になっていけばいいかなと思います。

#### 市川委員

指針というのはあくまで指針で、当てにならないのではないかと先程言ったのですが、子ども施策の指針となっているとあくまでもこの基準でしますという行政の指針ですよ。そうではなくて今お話しして、子どもに向けて大人に向けて発信するものですよ。指針というと千葉県の行政としての施策をする上での指針ということになるかなという気がして。そうではなくて千葉県に住んでいる子どもや大人と一緒に実現するもの、指針という言葉ではなくて、もっと子どもにも大人にも直接投げかけるものという感じですよ。

#### 鈴木副会長

やはり何を指針にしているかです。行政が何かしなければいけない、行政サービス対して、私たち行政がこういう方向でいきますよという指針は、それはそれで大事で、そういう内容も必要だと思います。ただ、子どもの権利・参画という問題に対して言えば、今一番大事なのは県民の皆さんがそのことを考えていただくこと。そのためのよりどころにしたいとなると、行政も県民も子どもも皆で考える、そのベースが必要だと思うのです。行政だけをお願いしますという問題ではないのです。性格が違うと思うので、そういう意味では指針という言葉が悪いのであれば他の言葉を考えたいのですが。皆のよりどころにしたい。

#### 池口会長

言葉がまだ煮詰まっていないところがありますが、ある種の目安みたいなもので、確かに行政施策のためだけというのではなくて、大人社会も子どもも共通して子どもが大切にされるのはどういうことかの目安がこうだという。よりどころという表現もありましたけれども。

#### 鈴木副会長

次のレベルの委員会レベルになると、行政にすごくお願いして先導的にやって

いかなければいけない部分もあるのですが、言い過ぎかもしれませんが、本来の行政はそういうものではないかな。市民と行政と当事者の3者が一緒になってものを考えて、お互い皆がハッピーになっていくものを作っていくのが政治というものではないかなと。そういうものだと思うから、そうなってほしいな。文章そのものは普及しなくても、考え方がずっと浸透していけばいいのかな。いつも何かこういうものが示されていて、ここに来れば、それを基に話をしようよとなるような。それでも法的拘束力が無いから、終わりと言われたらそれはそうかもしれないけど、第一歩としてはまず提案していくというのはとても大事なかなと思います。

#### 黒木委員

鈴木さんがいらっしゃる前にお話があったのが、権利という言葉に対する抵抗がある人がいるということで、子ども達自身が自らを大切な存在であることを実感したり、子ども達が大切にされる千葉県などはとてもいいなと思うのですが、子どもの権利とはというところや参画とはというところを、もっともっとかみ砕いていろいろな具体例を出しながらやっていかないといけないのではないかなと思っています。子どもの権利が守られるというのはどういうことで、何故守られなければいけないのか、何故子どもの権利なのかというところ。特化しているわけですね。それがどうしても必要だというところの根拠を、もっと話した方がいいと思います。

#### 池口会長

トータル的な目安・指標になる部分になるから、なかなか具体例を書きにくいところですね。誰が見ても全体としてそういうあり方・考え方という表現はやむおえないところで、そこでもなるべく権利という言葉は砕いたほうがいいと思いますね。なるべく砕いて、できれば日常的に近い表現になった方がいいのですが、非常に難しいですね。あんまりぼかしてもいけないし、ぼかし方によっては道徳的になったり、否定的になったり、文面的になったりいくらでも姿を変えますので、非常に難しいなと思いました。どうしても権利と言わないと伝わらないこともあるので。参加は参加ですね。入れるとか加わるとか言っても同じだからね。

#### 黒木委員

参加に関して言えば、まず子どもたちの意見を、声を聞こうよと、まずそこから始めようと参加・参画という言葉ではなく、きちんと子どもたちの言葉を聞く。



子ども達も何でも言えるということを知っている、ということをして山積み重ねていく必要があるかなと思います。もちろん、自分達がやりたいことを自由にやれる場や表現する場があったり集会したりいろんなことができるけど、皆が言う事を大人はよく聞くよとか、自分の思いを言っていていいよとかということがきちんと載っているようにしたいなと思っています。

池口会長

リテールはまだですが、鈴木さんが指摘していただいた指針の部分について叙述を構造化して、これがまず基本だと、そのためにはこういうことが必要でその中身はこういうことだと。構造化をしてきちんとしたものにしななければならないというのは、この指針の性格上とても重要なことで、私文書ではないので構造化をしてきちんとした筋立てが立てられるようにお願いしたいです。

鈴木副会長

皆さんの今日のお話聞いていて、全く白紙から行うわけです。私なりにいくつか本も読んでいますので、考えたいと思います。

池口会長

その整理作業は本当に重要なので、誰が見てもそうかそうかというものでないと困るので。

鈴木副会長

もう一つ私の中でどうしようかなと悩む部分は、具体的に起こる出来事、虐待、生徒指導、いじめ、遊び、これをどのレベルまでどうすればいいのかな。いじめも虐待もよく言われる問題で、看過することはできない。しかし書いていくとこれは無制限列挙になってくるような気がするのです。さっき言ったセクシャルハラスメントのような問題も出てくるし、養育拒否などいろいろな問題が出てきますよね。かと言って全部包括的に書いたら、何を書いてあるのか分からなくなるし。非行問題もそうですよね。挙げていくとそれだけで数ページになって、その指針を読んでもらえないとか。

池口会長

基本的には私はあまり踏み込まない方がいいと思っています。包括的であるというのはやむをえないのではないかと。個別問題も書いていますが、こういうことが現実問題あるということを行うために書いたので、踏み込んでいくと必ず起

きてくる問題は、あれが抜けてるこれが抜けてるという問題が絶対出てくるので、個別問題・具体的な問題に踏み込んでしまうとそれについての議論が始まってしまふ。抜けている問題はいくらでも出てきます。虐待でも家庭内虐待、施設内虐待もあるし学校での虐待はどうなるのかとか、どんどん広がっていくので、狭める広げるではないと思う。包括的に表現するのはやむをえないではないかと思ひます。

#### 鈴木副会長

ただせつかく指針を作つて、指針の中に虐待という言葉が一言も無いとか、いじめに対して一言もないとか、包括的には触れているだろうけどそういうレベルのものなのかなと思う、虐待とは。その言葉自体がどこかに入っていないといけないくらい重い問題なのかなと思ひながら、では重い軽いはどこで区別しているのかという不安定になってしまうのですが。どの辺まで。

#### 池口会長

どこでそういうのを充実していけばいいのかなというのはまだ考え中なのですが、指針の項目を書いたのですが、これは饅頭の皮だけ書いたようなもので中身のあんこがないようなものです。なぜこの項目が必要なのか大事なのかという根拠が書かれなければ、項目自体が力を持たない。こんな重要なことが落ちてゐるではないかと必ず出てくるので、そういうこともきちんと考慮して、漏れないようにかつ今の子どもの状況からしてどうしても重要な指針として位置づけなければいけない。その根拠は、そんなに大論文は書けないけれど、ある程度は書かなければいけないですね。それはこの指針の中にずっと書いていくのか、解説書みたいにしていくのかがあるとは思ひのですが。

#### 鈴木副会長

指針に解説書を作つてしまふとそれが指針ではなくなると思ひます。やはり完結させたい。例えば根拠でいうと、調査していただいたこれが一つの根拠になるのかなと思ひます。いじめに関して調査したところ結構いじめがあるんですね。虐待についていうと、暴力を振るわれたことがありますか、これも結構多いです。とういうことを根拠に、虐待といじめに関しては若干触れてゐます。とういう言い方はできるかなと自分では思ひてゐますが、最初から項目に上がっていないものはどうなのかと言われたら、すいませんしかない。とういう意味では虐待・いじめとせつかく調査していただいたので、なんとか活かしたいなと思ひます。自分の中で納得するとしたらそこかなと思ひます。何か根拠をととういう資料にな

るので、あとは県の方で資料をお持ちであれば見せていただいて、こういう問題に関してもこんなに話題になっていますよというのがあればそこを入れていく。そういう手持ちの資料が無いとしたら、その方の個人的な経験を言われても、全体のものにはそこまで踏み込めない。ただし、こういう方向性は示していますよということ是可以する。

池口会長

それは示せる項目と示せない項目もあるように思います。例えば虐待・暴力だったら児童相談所の資料は極めて重要な統計資料だし、この子どもの実態・意識調査でも暴力という点では出ているので、この2つだけ書くのでも明確な根拠になるとは思います。そういう形で入れるものと数量化があまりされていないとか、この調査ではなかなか出てきにくい内容もあると思うのですよ。

鈴木副会長

一番は、我々が実際に調査したことから書く。それでは漏れ落ちているのは他の調査資料を使う。これは一次だから、他の資料は二次資料で調査目的が違うから、あまり勝手には持ってこれないですね。もう一つは「子どもに関する紛争の防止」とありますが、よくイメージ出来ないのですが、紛争に関するイメージがアフガニスタンなどの紛争のイメージしかないのですが、どういうイメージですか。この言葉はよく使われるものなのですか。あんまり見ないですけど。

池口会長

正確に言うと、子どもの権利侵害に対する異議申し立てという内容です。一般的には苦情とよく言われるのだけれど、苦情という言葉はあまり好きではないので。あいまいな表現であったと思います。

あまりもう時間がないので、意見があれば出していただいていた方がいいのですが。今の指針の目的については、鈴木さんが構造化して整理していただけるということなので、とても喜んでいるわけです。それをやっていただければメールで出していただけると有難い。今回は、時期的には12月の第1週くらいに開催したい。いったんやり始めたら、大変でしょうけれども集中しないとできない、間隔があくとできないので、できれば集中的にやりたいのですが、次は指針の柱・項目を検討していただきたい。なぜこの項目が必要かというのは、今鈴木さんがおっしゃったように、まず子どもの実態・意識調査、それから公的に発表されているような統計など使いながら、この項目が必要だということも次回までには書いてみたいと思っております。別に私がいつも提案する必要はないので、皆

さんのも提案していただいて結構だと思います。いずれにせよ次回だけでできるかはやってみないとわかりませんから、次回からは項目立てについて、文章全部ではなくて、項目立てについての議論をお願いしたい。これは極めて重要ですから、何回か議論にかかるかもしれません。その先も項目がある程度整理できたら、その項目の文章を作らないといけないので、そこの部分は分担するのがいいかなと思っています。文章化作業は、この項目については割と得意分野だとか関心も深いからやってみたくとか、それらを活かして文章の案を作っていただきたい。漏れてしまった項目については、鈴木さんにお任せすると上手くいきそうな感じはしますが、もちろん私も文章の案を考えます。シンプルかたくさん書くかはいったん書いてみて、書きすぎだとか最低限これはぼかし過ぎだとか、そういう作業を皆でやっていきたいと思います。次回から重要な作業になると思います。その後、次には推進のシステム、オンブズパーソンの委員会であったり推進委員会であったり、そういうシステムの仕組みについての議論をしていきたい。仕組みについては私の方で案を作ります。特にオンブズパーソン委員会ですね。これは全国の例もわかっていますし、そんなにはどこの自治体も違いはないです。それは作って提案できるようにしたいです。

そういう進め方でよろしいでしょうか。とにかく当面は形にする、最終的な位置づけはその後決めるというふうにしたい。

鈴木副会長

せっかく資料を出していただいたので説明をしていただきたい。これを出された意図について。

佐藤委員

私の方はユニセフからの「子どもにやさしいまちづくり－行動のための枠組み」を出させていただきました。これを具体的にこれからの議論の中に漏れることなく書けるものを千葉県の現状に合わせふるいにかけて読み込んでいただいて、それを意識した上で項目づくりをしていただければと思います。例えば、他の行政での条例の中の言葉でも、子どもにやさしいまちづくりの言葉は多く使われていたりしていますが、ひとつのイメージのしやすい具体的なものが網羅されているので出させていだき、この視点からスタートしたいということです。私の方から詳しく説明ということではなく、事前に出させていただいているので、日本の中いると目の前の問題に追われてしまい忘れがちな点を、大きなところから見たところで、こういうものが本来は盛り込まれたものが必要なんだと認識していただいて、具体的に千葉県では、ここの研究会で出す指針としては、という

ふうに見ていくために出させていただきました。これを頭に入れながら検討していただければと。今日委員さんが少ないのでとても残念なのですが、実は翻訳されたものは、なかなか手にしにくい資料だと思いましたので、出させていただきました。これに対して皆さんの御意見や御感想があれば聞きたいなというのがあります。

#### 鈴木副会長

対象は自治体、政府向けに書いていますよね。だから予算を取れとかそういう話で、行政に対してこういう枠組みを作ってその中でまち全体を作る構想で考えてほしい。つまり自治体づくりといえればいいのか、我々のイメージでいうと。

#### 黒木委員

私は、子どもの権利条約があるから日本でも作らないといけない、千葉でも作らないといけないという視点ではなくて、子どもの実態・意識調査からも見えまますように、今千葉県の子どもたちの現状はとても厳しいですし、子どもたちが健全に健やかに育つというところから考えても、改善されているとは思えない。きちんと納得していただくことがまず根拠になるのではないかなと思ったので書きました。それから指針の柱立てをどうするかが2番目にありますが、先日参加させていただいた委員会でもユニセフの4つの柱というのがあって、生存・保護・発達・参加というのが非常に分かりやすく、参考になったので挙げてみました。内容は違うのですが、育つ権利や参加する権利、生きる・守られていることはとても大事だというふうに考えています。現場にいていつも活動しているのですが、子どもにとって最大の栄養は愛情ではないかということを実感しています。これが非常に薄い今日なので、そこがあらゆる問題の原点としてあるような気がするのと、バーチャルゲームの浸透で、子どもたちの心や身体も崩れてきているのではないかということで、遊ぶこととか優れた文化技術・スポーツに触れることなどを、もっと施策的にきちんとしていかなくてはいけないだろうということ。外国に比べて日本の子どもは自尊感情が低いです。この調査からもみえますように高学年に上がれば上がるほど低くなります。特に思春期の子どもたちに、参加・参画活動がとても大事なんだろうな、それが欠如しているのではないかと感じているということを書きました。後はこれも考え方なのですが、子どもは不完全な大人ではなくて、子どもそのまま社会の一員であって、子どもも社会に寄与・貢献することができるということは、千葉県の大人も子どももきちんと認識していく必要があると考えているという意見です。

池口会長

よろしいですか。

資料としては、例えば今後他の自治体の子ども条例の特徴的なものを抜粋して、それを背景として読むことは良いことだなどと思うので、追々出していきます。

それでは時間になったのですが、今後については先程申し上げたようなラインで進めていきたいなと思いますので、事務局の方もよろしく願いいたします。では以上で終わります。

事務局

長時間にわたりありがとうございました。